福島県社会福祉審議会運営規程新旧対照表 (案)

新	III
(目的)	(目的)
第1条	第1条
この規程は、福島県社会福祉審議会条例(平成	この規程は、福島県社会福祉審議会条例(平成
12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号)第 8条の	12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号)第 9 条の
規程に基づき、福島県社会福祉審議会(以下「審	規程に基づき、福島県社会福祉審議会(以下「審
議会」という。)の運営について定めることを目	議会」という。)の運営について定めることを目
的とする。	的とする。
第2条~第9条 (略)	第2条~第9条 (略)
附則	附則
1 この規程は、昭和40年12月8日から施行	1 この規程は、昭和40年12月8日から施行
する。	する。
〔中略〕	〔中略〕
<u>附 則</u>	
この規程は、令和4年2月 日から施行する。	